

労働安全衛生関係法令に基づく登録等申請を行う場合は

「登録免許税」及び「手数料」の納付が必要となります。

長野労働局 健康安全課

1 登録免許税について

新規に登録を受ける者（「納税義務者」と言います。）は、登録免許税を納めなければなりません。（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」といいます。第3条）。

ただし、国及び法別表第2に掲げる者については、登録免許税が課されません（登録免許税法第4条第1項）。

2 納税額について

別添の一覧表のとおり「登録機関等の種類」で定められています。

3 納税方法について

(1) 新規に登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出しなければなりません（法第21条）。

領収証書のはり付けは申請書の裏面へお願いします。

(2) 納税方法は、現金納付が原則で、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付しなければなりません（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条）。

4 登録免許税の納付地について

納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となります（登録免許税法第8条第1項）。

長野労働局長に新規登録申請を行う場合は「長野税務署」となります。

【税目番号「221」・税務署名「ナガノ」・税務署番号「00034216」】  
を間違えないようお願いします。

5 登録更新時における更新手数料について

(1) 登録教習機関（技能講習・実技講習）及び登録講習機関が、登録の更新申請する場合は、登録免許税の納付は不要ですが、手数料の納付が必要となります。

(2) 更新時の手数料の納付は国及び法別表第2に掲げる者も必要となります。

(3) 更新時手数料は、収入印紙で手数料の相当額を申請書にちょう付することで納付することとなっています。

なお、収入印紙は消印しないでください。

6 事前相談について

新規登録又は登録更新時における事前相談を希望される方は下記へご連絡ください。

長野労働局 健康安全課 電話：026-223-0554

## 労働安全衛生関係法令に基づく登録等機関の登録等申請に係る登録免許税額及び手数料額一覧

## ○ 労働安全衛生法関係(労働局長の登録等を受けるもの)

登録機関等の種類	登録の根拠条文 (いずれも「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」による)	新規登録 (登録免許税)	更新 (手数料)	有効期間
登録衛生工学衛生管理者講習機関	新規 第1条の2 更新 第1条の2の2の3	納付不要	納付不要	5年
登録安全衛生推進者等養成講習機関	新規 第1条の2の2の16 更新 第1条の2の4	納付不要	納付不要	5年
検査業者(特定自主検査)	第19条の14	90,000円	更新規定なし	—
登録発破実技講習機関	新規 第19条の24の17 更新 第19条の24の20	納付不要	納付不要	5年
登録ボイラー実技講習機関	新規 第19条の24の32 更新 第19条の24の35	納付不要	納付不要	5年
登録教習機関(技能講習・実技教習)	新規 第21条 更新 第22条	90,000円	16,700円	5年
指定労働災害防止業務従事者講習機関	第68条	納付不要	更新規定なし	—
指定就業制限業務従事者講習機関	第82条	納付不要	更新規定なし	—

※登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。

ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。

※登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。

## ○ 作業環境測定法関係(労働局長の登録等を受けるもの)

登録機関等の種類	登録の根拠条文 (いずれも「作業環境測定法」による)	新規登録 (登録免許税)	更新 (手数料)	有効期間
登録講習機関	新規 第32条 更新 第32条	90,000円	20,900円	5年
作業環境測定機関	新規 第33条	90,000円 (申請者が下記括弧書き以外の者の場合) 30,000円 (申請者が平成18年3月31日までに登録を受けた作業環境測定士の場合) 納付不要 (申請者が平成18年4月1日以後に登録を受けた作業環境測定士の場合)	更新規定なし	—

※登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。

ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。

※登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。